

## 県立学校における政治的教養の教育に関する指針 【概要】

### 本指針の基本的な考え方

文部科学省が作成・配布した副教材や昭和44年の通知の見直し等に基づき、主権者教育、特に政治的教養の教育の充実を図るため、現実の具体的政治事象を取り扱うことによる政治的教養の育成、違法な選挙運動等を行うことがないような選挙制度の理解を図ることを目指し策定。

各県立高等学校、特別支援学校高等部及び県立中学校においては、本指針に従い、政治的教養の教育を推進。

### 高等学校等における政治的教養の教育

#### 1 政治的教養の教育の取組方針

##### (1) 政治的教養の教育の充実

学習指導要領に基づいて、系統的、計画的に実施。公民科の授業が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動なども活用。

政治や選挙についての理解を重視するとともに、論理的思考力、公正に判断する力、課題を協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度等を育成。

具体的な政治的事象も取り扱い、より一層具体的かつ実践的な指導を充実。

結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であり、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示。

選挙管理委員会との連携などにより、実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙などの実践的な教育活動を通して理解を深めることができるよう指導。

##### (2) 学校の政治的中立性の確保

教員は学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場で指導。個人的な主義主張は避ける。

特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げたり、特定の政治上の主義若しくは施策、特定の政党や政治団体等を支持し、又は反対したりすることとならないよう留意。

特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないよう留意。

#### 2 政治的教養の教育を通して生徒に育成したい力

論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）  
 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力  
 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力  
 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

#### 3 高等学校等における具体的な指導内容と学習指導上の留意点

公民科等における学習指導要領に基づく指導内容の他、副教材「私たちが拓く日本の未来」等を活用した学習内容についても計画的に実施。

### 高等学校等の生徒の政治的活動等

#### 1 生徒の政治的活動等についての留意点

(1) 生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うこと、また、放課後や休日等であっても、構内において選挙運動や政治的活動をおこなうことは、学校の政治的中立性の確保や学校施設の管理の上での支障等の観点から認めない。

(2) 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動について

放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断。

校長は、違法、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いと認められる場合には、制限又は禁止。

校長は、次の場合、必要かつ合理的な範囲内で、制限又は禁止することも含め、適切に指導。

- ・生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合
- ・生徒が政治的活動等に熱中する余り、他の生徒の学業や生活に支障があると認められる場合
- ・生徒が政治的活動等に熱中する余り、生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合

校長は、満18歳以上の生徒が選挙運動をできるようになったことに伴い、これを尊重。その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないよう、生徒に対し、公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知。

### インターネットを利用した政治的活動等について

利便性、有用性が認められる一方で、公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じる可能性があることから特に十分な指導を実施。

### 家庭や地域の関係団体等との連携・協力について

学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等と連携・協力。